

## 市民の皆様へのアピール

日本国憲法を変えようとする動きが強まっています。  
2004年6月、日本の知性を代表する9人が九条の会をつくり、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力をいまずぐ始めようと九条の会・アピールを発表し、全国民に賛同と連帯を呼びかけました。

私たちは、九条の会の高く掲げた理念と呼びかけに心から賛同し、「憲法9条で平和を守る あきる野9条の会」を結成しました。

社会的な見方、政治や宗教についての見解、様々な立場などの相違点を越えて、憲法九条を守るという一点での共同を、すべてのあきる野市民の皆様へ訴えます。

市民の皆様、アピールへのご賛同とあきる野9条の会へのご参加、活動の大きな発展のための募金を心からお願い申し上げます。

日本と世界の宝、憲法9条をいっしょに守りましょう。

2005年4月29日

憲法9条で平和を守る あきる野9条の会

(発足イベントで確認されたアピール)

## 憲法9条を守る力を強く大きくする 訴え

1. もう一度憲法を読みましょう。学びましょう。
2. 市民過半数のアピール賛同署名を集めましょう。
3. 市内各地に9条の会をつくりましょう

2006年5月13日

憲法9条で平和を守る あきる野9条の会  
発足1周年記念 パワーアップイベント

賛同カード:まだお済みでない方ご協力ください。受付へお出してください。

すでにお済みの方はお知り合いにお話いただき、ご活用ください。

活動の発展のための募金にご協力ください。お帰りに受付でお受けします。

郡山さんの写真集などの書籍を、ロビーで販売しています。お求めください。



憲法9条で平和を守る あきる野9条の会  
事務局発行 / 2006年5月13日  
〒197-0814 あきる野市二宮 1421-4  
電話 558-7857 (前田 眞敬)

# 憲法9条 守る力を強く大きく

あきる野9条の会発足1周年記念 パワーアップイベント

## プログラム

2006年5月13日(土)  
午後1時30分～午後4時(予定)  
途中の休憩は取らない予定です

司会: 山下 千尋さん(秋留)

- オープニングコーラス「ねがい」: コーラスグループ有志  
指揮 安齋 紀久二さん(小中野) ピアノ 山下 千尋さん
- 開会の挨拶: 筆頭代表 瀬沼 辰正(油平)
- ミニ ピースコンサート: ピアニスト 関 裕子さん  
ショパン  
1. 華麗なる大円舞曲  
2. ノクターン第20番嬰八短調  
3. 黒鍵のエチュード
- 朗読「日本国憲法前文 / 第9条」: 森迫 真喜さん(草花)ほか
- 記念講演: フォトジャーナリスト 郡山 総一郎さん  
「戦争の国の子どもたち」 戦争や紛争、貧困の国で人々や子どもたちを撮影した写真を写しながらお話し
- 閉会の挨拶と訴え: 事務局長 前田 眞敬(二宮)

## 秋川キララホール

主催: 憲法9条で平和を守る あきる野9条の会

協賛: 日の出九条の会、檜原九条の会準備会

## 合唱曲「ねがい」

2001年、広島市南区の市立大洲中学校の当時の3年生が、平和を訴えて歌う「広島合唱団」（団長たかだりゅうじ）と交流する中で、自分たちの思いを「平和宣言」としてまとめました。これを元に、2002年2月にこの曲が作られました。翌年の3月、淡路島で開かれた教師や生徒の世界的なネットワーク「iEARAN（アイアーン）」の国際会議でテーマ曲として取り上げられ、約850人による大合唱で、国際会議の参加者を迎えました。

2003年10月に毎日新聞にこの歌が紹介されて以来、日本中をはじめ世界にうたい広まってきています。元々は4番まででしたが、27カ国31言語に翻訳され、「みんなで5番」を作りましょうという企画で、現在472番まで作られています。

## 出演者のプロフィール

### ピアニスト 関 裕子さん



都立芸術高校、武蔵野音楽大学卒業。同大学院終了。ハンガリーのリスト音楽院に留学し2001年帰国。ドヴォルザーク国際ピアノコンクール（チェコ）で第2位、ローマ国際ピアノコンクールで第1位受賞した国際的なピアニストで、国内外で活躍中。後援会の「裕愛カメラータ」を通して、地元へ音楽の場を提供している。あきる野市東中学校出身。草花在住。

2004年8月、あきる野新婦人平和部が主催した劇団東演のあきる野公演 朗読劇「月光の夏」でピアノを演奏

2005年2月、オペラシティリーサイタルホールでリサイタル

2006年2月、秋川キララホールにてコンサート「関裕子 ピアノを語る vol.2」

## ねがい

広島市立大洲中学校三年生有志(2002年) 作詞  
山ノ木竹志 編詞  
たかだりゅうじ 作曲  
Translation by Suwako Nagata  
Yvonne Burko Yasuko Yamanaka

♩ = 76ca (8 beat)

B $\flat$  Gm E $\flat$  F7

1. もしもこの頭上に - おとされた - ものが -  
2. もしもこの地上に - ひびきあう - ものが -  
3. もしもこの足もとに - 植えられた - ものが -  
4. もしもひとつだけ - ねがい - かなう - ならば -  
If one wish can be rea-lized let's a-bondon all wars

B $\flat$  Gm E $\flat$  C7 F7

ミサイル ではなく ほんや ノートで あったなら -  
爆音 ではなく うたの しらべで あったなら -  
地雷(7) ではなく こむぎの (7)たねで あったなら -  
戦争 捨 - てて せかいに (7)あいと へ いわを -  
And make this whole world full of love and pea- ce (♪ ♪)

D D7 Gm E $\flat$  F#sus4 F7

無 知や - へんけん から と きはな たれて -  
恐 怖や - にくし みに と らわれないで -  
飢 えや - あらそ いに く るしまないで -  
(※)この ねがい - かなう まで わ たしたちは -  
Until our wish comes true We shall be fight-ing And

D D7 Gm E $\flat$  F7 B $\flat$  D.S.

き み は た た か う こ と を - や め る だ ろ う -  
ひ と は じ ゆ う の う た を - う た ら だ ろ う -  
と も に わ か ち あ っ て - く ら す だ ろ う -  
あ ゆ み つ づ け る こ と を - や め ない だ ろ う - (D.S.)  
We shall be mar- ching for eve-ry-one in this world (♪ ♪)

## フォトジャーナリスト 郡山 総一郎さん



1971年 宮崎県生まれ。地元の高校を卒業した後、自衛隊に入隊し、6年後除隊。トラックの運転手をしていたが、その後写真家になる。パレスチナのインティファダ（パレスチナ民衆蜂起）やタイのエイズ孤児 やフィリピンのスラム等取材。国内では、東京・山谷の労働者の生活ぶりや、外国人労働者のアパートなど、社会から抑圧されている人々を撮影した。2002年「イスラエルの現実」と題した写真でよみ

うり写真大賞奨励賞を受賞、『週刊朝日』などの雑誌で写真が使われるようになる。2004年4月、イラク取材中に今井紀明さん、高遠菜穂子さんとともに拘束され9日後に解放された。戦争や紛争、貧困の国々を駆け巡り写真を撮り続けているフォトジャーナリスト。

著書に「人質・イラク人質事件の嘘と実」(共著、ポプラ社)

「未来って何ですか / ぼくが一番撮りたかったもの」(新日本出版社)

「戦争の後に来たもの / カンボジアが映す時代」(新日本出版社)

## 朗 読：日本国憲法前文・第九条

### 日本国憲法 (前文)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第2章 戦争の放棄

#### 〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

(各条の見出しは、第一法規出版による。ルビは事務局)